

重要事項説明書（訪問介護相当サービス）
（東近江市）

利用者に対する訪問介護相当サービス（第 1 号訪問事業）の提供の開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 真寿会
代表者氏名	谷 智之
所在地・連絡先	（住所）滋賀県東近江市新宮町 547 番地 （TEL）0748-43-6355 （FAX）0748-43-6350
設立年月日	平成 2 年 8 月 27 日

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション パーるラボ
サービスの種類	訪問介護相当サービス（第 1 号訪問事業）
所在地・連絡先	（住所）滋賀県東近江市乙女浜町 12-1 番地 （TEL）0748-34-1222
指定年月日	平成 28 年 1 月 1 日
事業所番号	2570500401
管理者の氏名	深津 良太
通常の事業実施地域	・ 東近江市（旧能登川町、旧五個荘町（国道 8 号線より西側）） ・ 近江八幡市（安土中学校区） ・ 彦根市（稲枝中学校区）
通常の事業実施地域外	・ 通常の送迎実施地域を超えた地点から片道 10 km 未満 ・ 通常の送迎実施地域を超えた地点から片道 10 km を超える場合 ※利用料金表（別紙）参照

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問介護相当サービスの事業は、要支援状態にある利用者に対し、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上するよう支援することを目的とする。
運営の方針	(1) 私たちは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、介護を提供し在宅生活の継続を支援します。 (2) 私たちは、自らの職務における専門性の向上に努め、得た知識・技術を、利用者に還元します。 (3) 地域に開かれた事業所となるべく、地域住民や保健・医療・福祉・教育関係者と積極的に交流します。また、情報の公開・発信・収集を積極的に行いサービスの質の向上に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護相当サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、利用者様と一緒に自立した生活を目指して行うサービスです。

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。
- 入浴、排せつ、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。
- 移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。）
- 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。
- 洗濯物を一緒に干したり畳んだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
- 冷蔵庫の中の整理を一緒に行い、生活歴の喚起を行います。

以下のサービス内容は、介護保険制度上、サービス提供できません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">× 医療行為や年金等の金銭の取り扱い。
（但し買い物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です。）× 利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しなど。× 主として利用者が使用する居室以外の清掃。× 商品の販売や農作業等生産の援助的な行動。× 草むしり、植木の剪定、草木の水やり、ペットの世話など。× 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけなど。× 来客の応接（お茶、食事の手配など）× 特別な手間をかけて行う調理（おせち料理など）× 家具、電気器具の移動、修繕など。 |
|---|

5. サービス提供の記録

- (1) 事業所は、訪問介護相当のサービス実施ごとに、サービスの内容等を記録致します。記録においては利用者が必要とされる場合、ご希望に応じメール配信、または次回利用時に記録を持参します。
- (2) 訪問介護相当サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から 2 年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

6. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

7. 契約の期間及び、解除等について

契約期間は『契約締結日』から始まり、利用者の要介護認定の有効期間満了をもって終了するものとします。

ただし、契約終了の日の 2 日前までに、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ないかぎり、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、次の利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

契約内容の変更、契約の解約と自動終了の条件については、つぎのとおりです。

(1) 契約内容の変更

① 利用サービス内容の変更

訪問介護計画の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容又は介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者は予めその内容を利用者に文書で説明し、承諾を得て契約の一部変更契約を締結するものとします。

(2) 契約の解約

① 利用者から行う解約措置

利用者は、契約期間中に、契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約満了を希望する日の 7 日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の 7 日前以内であっても、申し出により、契約を解約することができます。

次の場合、利用者は事業者に通知することにより事前申出の期間を設けることなく、契約を解約することができます。

ア 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合

イ 事業者が守秘義務に反した場合

ウ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為がある場合

エ その他事業者がこの重要事項説明書に定めるサービス提供を正常に行わない状況に陥った場合

② 事業者から行う解約措置

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約の解約を予定する日から 1 ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、契約を解約することができます。ただし、つぎの場合には、1 ヶ月以上の期間の事前申出の期間なしに、契約を解約することができます。

ア 利用者がこの重要事項説明書に定める利用料等の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から 14 日以内にその支払いがなかった場合

イ 利用者又はその家族などが事業者や従業員に対して、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

(3) 契約の自動終了

① 利用者の介護認定区分が自立と判定された場合

② 利用者が死亡した場合

(4) 登録の自動終了

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、30 日以上入院となった場合

8. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで（12/30～1/3 は除く）
営業時間	8：15～17：15
サービス提供時間	8：30～17：00

9. 事業所の職員体制

従業者の職種	従業者の人数
介護福祉士・介護職員初任者研修等	4 名以上

10. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	平田 真理子 植村 美和
--------------	--------------

11. 利用者負担金

(1) 利用者負担金は、

- ①介護保険の給付対象となるサービス
- ②介護保険の給付対象外のサービス

に分かれます。※利用料金表（別紙）参照

②の自費負担金について料金が増減した場合には、変更日以降は増減後の料金をご負担いただきます。変更する場合は前もってお知らせいたします。

(2) 支払い方法

前記①、②を1ヶ月ごとに計算し、翌月20日までにご請求しますので、指定の期日までにお支払いください。お支払いは、口座振替をお願いしております。手数料は本人の負担となり、ご指定頂いた金融機関で異なります。なお、振替ができない場合も引落手数料をご負担いただきますので、振替日前日までに残高の確認をお願い致します。

（金融機関休業日の場合、翌営業日に振替となります）

また、手続きの関係上、初月は現金振込となる場合がございます。（提携外金融機関は2ヶ月分）その際に発生する振込手数料は、利用者の負担となりますのでご了承ください。

支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

(3) 請求書・領収書について

請求書・領収書は電子アプリにて発行しておりますので端末（Android スマートフォン・タブレット/iPhone/iPad）のご準備をお願いいたします。

端末のご準備が困難などの諸事情がある場合は、別途相談に応じます。

請求書はご利用月翌月の20日までに配信し、領収書は入金確認後に随時配信させていただきます。

1 2. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い適切な対応にあたります。また、速やかに管理者へ報告するとともに、家族・緊急連絡先・当該利用者に係る居宅介護支援事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力依頼をし、状況に応じ保険者に連絡します。

※緊急時に指定された連絡先に連絡をし、連絡が取れなかった場合も、ご本人様の命を最優先に適切な対処を行います。（緊急搬送等）

1 3. 事故発生時、非常災害の対応

サービス提供などにより事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

事業所では、非常災害に備えるために、防火管理についての責任者を定めて非常災害に関する防災計画を策定し、定期的に避難、救出等の訓練を行います。

1 4. 苦情相談窓

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

《事業所窓口》 社会福祉法人 真寿会 ヘルパーステーション ぱーるラボ	所在地：滋賀県東近江市乙女浜町 12-1 番地 電 話：0748-34-1222 受付時間：平日 8:30～17:00 要望・苦情受付責任者 深津 良太 要望・苦情受付窓口 平田 真理子・植村 美和
--	---

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

《第三者委員》	村川 くに子・堤 久江・脇 和彦
《市町村の窓口》 東近江市役所 長寿福祉課	所在地：滋賀県東近江市緑町 10 番 5 号 電 話：0748-24-5678 受付時間：平日 8:30～17:15
《市町村の窓口》 彦根市役所 高齢福祉推進課	所在地：滋賀県彦根市八坂町 1900-4 電 話：0749-24-0828 受付時間：平日 8:30～17:15
《公的団体の窓口》 滋賀県国民健康保険連合会 苦情窓口	所在地：滋賀県大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電 話：077-522-2651 受付時間：平日 8:30～17:15

1 5. 虐待の防止及び人権の擁護について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。（高齢者虐待の防止及び、人権の擁護）
- (4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。

16. その他

- (1) 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。(同行研修を行う場合がありますのでご了承ください)
 - ① 採用時研修
 - ② 継続研修
 - ③ その他の研修
- (2) 事業所は、常にサービス内容を検討する定期的な会議を行います。
- (3) 従業員は常に身分証明証を携帯しておりますので、必要な場合には提示をお求めください。
- (4) 従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) サービス訪問時間が、稀に交通事情その他当事業所の都合により多少前後することがありますがご了承ください。

本契約締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、本人・事業者が電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管します。
この場合、その電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとします。
『ヘルパーステーション ぱーるラボ』の利用に際し、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面にに基づき重要事項を説明しました。

説明者	所在地	東近江市乙女浜町 12-1 番地
	事業所	ヘルパーステーション ぱーるラボ
	説明者	サービス提供責任者

本書面のに基づき、事業者より重要事項について説明を受けました。

利用者

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

(続柄)